

○石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金交付要綱

平成31年4月26日告示第221号

(趣旨)

第1条 市は、道路に面するブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀等を除却する者に対して予算の範囲内で石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造り、石造り、れんが造りその他組積造りによる塀（一部にフェンスが存するもの（以下「混用塀」という。）を含む。）、門柱（それらの基礎を含む。）及び門扉をいう。
- (2) 軽量フェンス等 アルミフェンス、スチールフェンス、ネットフェンス、生け垣、竹垣その他重量が重いもの以外のフェンスをいう。
- (3) 道路 石巻市耐震改修促進計画に定める避難路をいう。
- (4) 除却 既存ブロック塀等の全て又はその一部を撤去することをいう。
- (5) 設置 補助対象となるブロック塀等を除却した範囲内において、撤去相当分の距離に軽量フェンス等を設置することをいう。
- (6) 通学路等 交通安全施策等整備事業に関する緊急措置法施行令（昭和41年政令第103号）第4条に規定する通学路及びこれに準ずる道路として市長が認めるものをいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助金の交付対象となるブロック塀等は、道路に面しているもので、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 道路の接地面からブロック塀等の部分の頂部までの高さが1メートル以上のもの。ただし、擁壁上に設置されているブロック塀等については、ブロック塀等の部分の高さが40センチメートル以上のものとする。
- (2) ブロック塀等の高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもの
- (3) 市が実施する判定調査の結果、改修が必要と認められたもの

2 前項の規定にかかわらず、石巻市狭あい道路整備要綱（平成17年石巻市告示第209号）に基づく助成金の交付を現に受け、又は受けようとするブロック塀等については、補助対象としない。ただし、当該ブロック塀等が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路としてみなされた土地に接するもので、当分の間道路後退を行わない場合は、除却のみを補助の対象とすることができる。

(補助対象軽量フェンス等)

第4条 補助金の交付対象となる軽量フェンス等は、建築基準法第44条の規定に違反しないもので、次の各号に定めるものとする。

(1) アルミフェンス等の場合は、基礎を設置する等して適切に固定されているもの

(2) 生け垣等の場合は、高さ1メートル以上の苗木を50センチメートル以下の間隔で植栽し、支柱等により固定されているもの

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事は、第3条に規定する補助対象ブロック塀等で同一敷地内に存するもの全てを除却する工事（以下「除却工事」という。）及びその除却した範囲内において行う前条に規定する補助対象軽量フェンス等の設置工事（以下「設置工事」という。）とする。ただし、ブロック塀等の高さを減じる工事により、当該ブロック塀等の高さが50センチメートル以下となったときは、これを補助金の交付対象とする。

2 ブロック塀等の所有者又は管理者自らが行う除却及び設置工事については、補助の対象外とする。

3 第1項に定めるもののほか、この要綱の目的を達成するために市長が特に必要と認める工事については、これを補助金の交付対象とすることができる。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、国、地方公共団体その他これらに準ずる団体以外の者であって、同一敷地において過去にブロック塀の除却等に関する補助金の交付を受けていないものとする。

(補助金額)

第7条 除却工事の補助金額は、除却に要する費用の3分の2又は補助対象となるブロック塀等の除却延長1メートル当たり80,000円を乗じて算定した額のいずれか低い額とし、1件当たりの補助限度額を30万円とする。

2 前項の除却延長の算定に当たり、道路に対して斜め形状のブロック塀等の場合の面積の算出については、長さを実長として扱うものとする。

3 設置工事の補助金額は、設置に要する費用の3分の2又は設置工事の延長1メートルにつき80,000円を乗じて算定した額のいずれか低い額とし、1件当たりの補助限度額を10万円とする。

4 補助金額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(加算金)

第7条の2 補助対象者が除却しようとするブロック塀等が、第3条に規定する補助対象となるブロック塀等で、かつ、市が行うブロック塀等危険度判定基準による判定調査の結果、要改善又は緊急改善と判定されたものである場合の補助金は、前条に規定する補助金の額に、次項及び第3項により算定した額（以下「加算金」という。）を加算したものとする。

2 加算金の額は、前条第1項、第2項及び第4項の規定により算定した補助金額の4分の1の額とし、75,000円を上限とする。

3 加算金の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 工事費の内訳が確認できる書類

(3) 除却範囲が確認できる図面及び設置範囲が確認できる図面（設置工事を行う場合のみ）

(4) 工事着手前の現場写真（除却するブロック塀等の状況が把握できるもの）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 申請者は、次条第2項の交付決定通知を受けるまでは、除却工事及び設置工事に着手してはならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査するとともに現地調査を実施し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果補助金の交付を決定したときは、石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果補助金を交付しないことを決定したときは、石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第10条 前条第2項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該交付決定を受けた工事の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、当該変更に係る工事の着手前に石巻市危険ブロック塀除却等事業変更（廃止）申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 第8条第1項各号に掲げる添付書類のうち変更に係る書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、石巻市危険ブロック塀除却等事業変更（廃止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 申請者は、補助金交付決定前に当該申請を取り下げようとするときは、石巻市危険ブロック塀除却等事業申請取下げ届（第6号様式）により届け出るものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象となる工事が完了したときは、速やかに石巻市危険ブロック塀除却等事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

(1) 補助対象となる工事の完了を確認できる写真

(2) 工事費の領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、規則第15条第1項の規定による調査をし、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付すべき補助金の額の確定後、補助対象者から提出された石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金請求書（様式第9号）により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助決定者に補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第163号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日告示第297号）

この告示は、令和2年6月30日から施行し、この告示による改正後の石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月23日告示第111号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月1日告示第471号）

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日告示第297号）

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第78号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。